

平成24年3月12日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（17名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	木村寿太郎	委員	13番	新宮征一	委員
14番	佐藤良一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	柴崎良子	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長	奥山健一	水道事業所長
安孫子和広	市立病院 病院改革室長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	清野健	生涯学習課長
大泉辰也	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

安食俊博	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	主任

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会
平成24年3月12日(月曜日) 午後1時00分開議

開 会

- 日程第 1 議第 9号 平成24年度寒河江市一般会計予算
- 日程第 2 議第10号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 議第11号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 議第12号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第13号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第14号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議第15号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第16号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第 9 議第17号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- 日程第10 議第18号 平成24年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第11 議第19号 平成24年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第12 議案説明
- 日程第13 質疑
- 日程第14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午後1時00分

- 内藤 明委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明委員長 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第9号の質疑に入ります。

議第9号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 ページ20、21ページ、12の1の1の2、新寒河江温泉使用料の関係についてお尋ねをしたいと思います。

○内藤 明委員長 マイクお使いください。

○川越孝男委員 ページ20、21ページ、12の1の1の2、新寒河江温泉使用料について伺いたと思います。

チェリークア・パークの方に分湯計画などをして、当時の計画と大きく変わっているというふうにするんです。したがって、それぞれの土地購入者などの責任分湯量というか、購入量、それから分湯料金など、量というのはがさの方、この辺はどのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 新寒河江温泉の分湯の量でございますが、ゆ〜チェリーの方に300リッターでございます。それからシンフォニーアネックスに150リッター、それから自動車学校に50リッター、それからあとは歩道の方の除雪関係で、それは冬期間だけというふうなことで配湯しているというふうなことでございます。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 当初の計画と大幅に変わっているということで、当初どれぐらいの量がそれぞれの土地に温泉つきというような分湯する権利つきで分譲するということで、年間の使用量トータルからはじき出して、そしてもちろん市民浴場で使う部分もあるし、そういうふうな形の中で料金算定もしたはずで、年間の。

ところが、当時と比較してその使用量がどういふふうになっているのか、当時の計画と同等だったならば、単価は同じでいいというふうにするわけですけれども、そこら辺の関係がどうなっているのか、大分時間もたっていて、極めてその辺がもう不透明になっているので、少しこの際教えて

いただきたいという意味でお尋ねをしたんです。もう一度お答えをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 今新寒河江温泉からのお湯の方のくみ上げ量、そちらの方につきましては毎分約1,000リッターになってございます。当初の計画ということになりますと、やっぱりその1,000リッターを市民浴場と、それからチェリークアの方に配分していこうというようなことの計画だったと思います。

現在は、市民浴場の方に1分間に約480リットル、チェリークアの方に今申しあげました量を配湯しているというようなことになりますので、ほぼ1,000リッターを配湯しているというようなことになっております。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 前は市民浴場自体が特別会計であって、その金の部分の全部収支の関係が見えておったわけでありましてけれども、その後、一般会計に繰り入れをしてきて、そしてそれぞれの民活の用地に温泉を給湯しながらスパリゾートというようなことでしたわけですね。そして、それをやっていった場合に、特に一番大きく使うところ、それは今の自動車学校が建っている部分でありましたけれども、それらはもう別なものになって、そして今言ったように1,000リッターというような形の中のものになっているんです。

したがって、これ1,000リッターなら1,000リッターでもいいんですけども、その収支の関係で実際いろいろなところに振られているので、ちょっと見えないので、そこら辺収支の関係、新寒河江温泉にかかわるメンテナンスや何か皆ひっくるめてどのようになっているのか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

もし今ここで細部わからないとすれば、分科会の中での付託になった後資料も出していただきながら、ああこういう実態になっているのかなというようなことを議会も、あるいは当局もいろいろな意味で理解をし合うということが今重要であろうというふうに思いますので、ここで必ずしもなくても、分科会の中でも理解を深め合える場にしていただきたいというふうに思いますので、そのことも含めて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 新寒河江温泉の使用料につきましては21ページにありますとおり652万9,000円でございます。平成24年度予算です。それに係る歳出というようなことになると、予算書の49ページでございます。

中ほどに新寒河江温泉管理事業509万3,000円というようなことになってございますので、若干収入の方が上回っているというような状況でございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。木村委員。

○木村寿太郎委員 私の方はページ数はちょっと余り関係なく、予算の説明書の関係でちょっとお伺いしたいんですけども、平成24年度一般会計の予算の説明書の中で、歳入中、子ども手当交付金というのが今まで子ども手当かなというふうに理解しているんですけども、そういう項目になっていますけれども……

○内藤 明委員長 マイクをお使いください。

○木村寿太郎委員 税制改正によって今年度から新しく始まるわけですけども、年少扶養控除など

の廃止というのが出てくるわけですが、そのために個人市民税の増額を見込んでいるようですが、大体対象者としてどれぐらいいるのか、また税額などをお聞きしたいと思います。

もう1点あわせてお伺いしますが、今度平成24年度は固定資産税の3年に一度の評価がえであります。それぞれ土地、建物、設備投資の抑制により6.9%の減額を見込んでいるようでありますが、評価がえによる減額のそれぞれの内訳、わかる範囲で結構でございますので、それをお伺いしたいと思います。

その2点についてお伺いたします。

○内藤 明委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 お答えいたします。

15歳までの年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の廃止にかかわる御質問でございますけれども、対象者は5,760名で、個人市民税で約6,000万円の増額を見込んでいるところであります。

あと評価がえについてでございますけれども、評価がえによる税の減額でございますが、土地が3.8%で、2,918万円の減、それから家屋が12.2%、1億3,911万円の減を見込んでおります。また、償却資産については設備投資の抑制等によりまして6.2%、2,550万円の減を見込んでいるところであります。以上です。

○内藤 明委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 この子ども手当の件に関しては今まで控除対象者にはなかったわけですから、今回初めてというような経験だと思いますけれども、あくまでもこれはある程度1世帯個人的に何人というのも対象者人数は聞きますけれども、大体だと思うんですけども、予算よりはぜひ多くなった方がよろしいわけで、それを期待したいと思います。

それから、評価がえの件ですけれども、前回3年前と比較してどうなのか、その辺の変化をちょっとお聞きしたいと思います。

○内藤 明委員長 犬飼税務課長。

○犬飼弘一税務課長 3年前、平成21年度ですけれども、平成21年度では、土地が3.5%、2,863万円の減、家屋が7.5%、8,522万円の減、償却資産については4.9%の2,409万円の減となっており、固定資産税総額では3.3%、8,146万円の減となっております。特に、今回の評価がえとの違いは、家屋が前回の7.5%から12.2%と大きな減少幅となっておりますが、これは物価や人件費の上昇を補正する再建築費評点補正率というものがあるんですけれども、これが非木造で前回の1.04から0.96に、木造では1.03から0.99に下がったことなどによるものであります。また、新增築家屋につきましても約100棟ほど少なくなっている状況でございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 この1款については、先ほど本会議で質問させていただきましたし、あと付託される委員会での協議にゆだねたいというふうに思いますが、ちょっとしつこいようですが、本会議は3問までで質疑は制約されておりますので、ちょっとだけここで申しあげたいんですが、先ほどの財政課長の答弁の中にも、いわゆる去年お邪魔をして、それに対するお返しという意味合い

もあるやに伺ったところでありますけれども、例えば前に、平成20年ですか、こちらから今の2期目の議員だったと思うんですが、安東市の方に訪問しております。その翌年だと思うんですが、安東の方からこちらの方に来られた。そのときは確かに議員同士の交流ではなかったというふうに理解しておりますけれども、やっぱりこういう事業というのは、議員だからとか、あるいは行政だからとか、そういうものではなくて、いわゆる安東市と寒河江市とトータル的に考えての事業をやるべきだと思うんです。

そのときのことなんですが、向こうから来られたときには議会の方では議長、副議長、常任委員長、こういう肩書を持った人が歓迎夕食会に参加されました。しかし、前の年に行ってお世話になってきた、先ほど申しあげましたたしか今の2期目の議員の方だと思うんですが、その歓迎夕食会には出られないんですね。したがって、二次会をセットしておいて、自分のポケットマネーを出してそのお礼の、前回の去年のお礼の意味を込めて懇親会をやった。そういうふうな経過がございます。

したがって、先ほど私申しあげたのは、なぜこの時期に議会費でそういう金を使わなければならないのかという観点から申しあげたところなんです。153億円の総額から見れば200万円、たかが知れた200万円かもわかりません。しかし、されど200万円なんですね。そして、議会が今どういう状況に置かれているかというものを考えたときに、今日的社会の環境、背景というものを考えたときには、今この時期には使うべきでないということを申しあげたところなんです。

確かにどこまでもこの問題を取り上げて言うつもりはございません。冒頭にも申しあげましたように、これは委員会の協議にゆだねたいと思いますし、市長が議会に対して気を使ってくださって、予算を持っていただいたということには感謝しますし、敬意を表しますけれども、特に、今回新しく議員になられた皆さんにも過去の状況というものを知っていただきたいために今申しあげているんですけれども、往々にしてこれまではこういうたぐいのものは議員みんなが、みんなというか、議員はせっかく予算を持ってもらったんだから、何も返す必要はないだろう、単純なそういう考えでやってきた流れが過去に何回かあります。

したがって、今回強く申しあげたいのは、そういう時代とは違っているんだよというところを、これは質問にはならないかもわかりませんが、先ほど本会議で申しあげたものに一言だけつけ加えさせていただいて、議員全員が新たな感覚で今の状況というものをとらえた中でこの問題を協議していただきたいということを申しあげておきます。答弁は要りません。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 ページが44、45ページ、2款1項1目の新規で入りました予算のクリーンエネルギー自動車購入事業についてお伺いしたいと思います。

予算上500万円という額ですので、多分台数も1台ぐらいだとは思いますが、一応そちらの方、この予算は自動車の購入なのか、何台なのか、また附帯設備等あるのかどうかお伺いしたいと思います。

○内藤 明委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

クリーンエネルギー自動車購入事業ということでございまして、新たに電気自動車を購入するというふうな事業でございまして、これらに係る経費につきましては500万円を見込んでおります。台数につきましては現在のところ1台というふうなことで予算上の方は措置してございますけれども、今後電気自動車等々の利用をさまざま勘案しながら、それらについての自動車の選定を行いながら適切に決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 これ市長からのお話もあって、今回地球温暖化対策のために試験的に導入するというのでしたので、できれば電気自動車だけを導入としますと、結局それをチャージするためには火力発電であれば石炭を燃やした電気を使うというようなことになりますので、ややもすると、やはりそれは温暖化、ガソリンを使わないというだけであって、温暖化対策になるかどうかというところもあると思いますので、できれば次もう一段階進んだところになると思うんですが、例えば庁舎にパネルを設置してそれで充電して電気自動車を走らせるとなると、非常に温暖化対策に取り組んでいるシンボルともなると思いますので、ぜひそちらの方も今後御検討いただければと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 2点お尋ねしたいと思います。

一つは、58、59ページ関係で、デマンド型交通実証運行事業についてであります。

去年の11月からことしの10月まで……

○内藤 明委員長 済みません、川越委員、マイクお使いください。

○川越孝男委員 はい。デマンド型交通実証運行事業についてお尋ねします。

去年の11月からことしの10月まで運行事業をやっているわけではありますがけれども、途中で今やっている実験を変更するという事は絶対できないのか、よりこの1年間の中でもっと研究するために、それなりの手続をするという事と難しいけれども、できるんだというふうなことなのかどうかお尋ねしたいと思います。ということがまず一つです、この関係で。

あと二つ目は、企業立地推進費の関係、130、131ページ、これ廃目になっています。そして、多分これ7款の方に組み替えになっているのではないかなというふうに思います。そうしたときに、これまでチェリークア・パークののり面の土地の取得、一億何がしなんですけれども、これ分割して購入するというか、1,000万円ずつ予算計上され、予算執行してきているわけではありますがけれども、この部分も7款に移ったのではないかなというふうに理解をした上でお尋ねをするんですが、実際開発公社からこの土地を取得してお金1,000万円ずつ払っていますけれども、売買の手続というのはどういうふうになっているのか、実態、これを教えていただきたいと思います。

まず、この2点お尋ねをします。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 デマンド型交通のことにつきましては御質問がありまして、お答えいたします。

実証実験につきましては、ことしの10月までということで1年間の許可をもらっております。途中で変更できるのかということでありましたが、実は運輸支局の方にしたところ、まずそういう例はほとんどないというふうに言われました。実は座談会等で留場地区の方から当初は入っていない

んですけれども、入れないかというふうなことがありまして、再度運輸支局の方に照会をして、今度仙台の本局の方に照会をしていただきましたら、ものによるんですけれども、可能な場合もあるというふうなことでありました。基本的にはできないということでもありますけれども、変更でなくて一たん前の申請を取り下げて新しくするというふうなことで可能な場合もあるというふうなことでありました。

○内藤 明委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 チェリークア・パークののり面の売買手続の実態についてというふうな御質問でございます。お答えをいたします。

チェリークア・パークののり面の用地購入につきましては、平成21年度から平成31年度までの11年間にわたり基本的に予算化をするというふうなことでお示しをさせていただいておりますが、市がいわゆる11回に分けて1,000万円ずつの用地を基本的に毎年取得をしていくというふうなことになるわけでありまして、

基本的にその具体的な場所というふうに毎年指定をさせていただきまして、ほぼ同じ面積を毎年取得をするということで、11カ所にのり面の部分を西側の方から順次区分をさせていただきまして、面積につきましてはちょっと今手元に資料がないので、後ほどお示しをさせていただきたいと思っておりますけれども、11カ年分、基本的にことしはこのエリア、この部分をとということでお示しをさせていただきながら、その部分を取得させていただいているというふうな実態になっております。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 まず最初、デマンド型交通実証運行事業の関係ですけれども、可能性あるというふうなことがわかりました。原則的にはだめなんだけれども。そして場所の部分今あったわけですが、この前の議会での一般質問の状況などを見ても、やっぱり私土・日、祝祭日が運行していないんです。逆に利用者を拡大をしていくというふうなことからすれば、土・日、祝日も運行するということが一つとしていいのではないかなと思うんです。

というのは、年寄りの人だが初めてぱっとなかなか利用、制度として理解してもおっくうだというのがあって、子供、孫さんなどと、小学生の高学年、中学生、あるいは高校生などと休みの日じいちゃん、ばあちゃん、ちょっと寒河江にそいつで行くべとって、日曜日、土曜日など乗ると。

そうするというと、1回乗ると何となく安心して乗り方、利用の仕方を理解をするというか、そういうことでふえていかないかなというふうなことなどもあり、ただ1年間、ことしの10月までして、登録はいっぱいあったけれども、利用者が少ないとなると、その結果からその後の実質運行になかなか大変だというふうになるという、地域的に交通弱者に対する市でせつかくこういう事業を展開しながら、利用者がふえないという、こういうふうなことからすれば、ぜひそういうふうなことも含めて、地域のさっき出た留場という地域だけでなく、一たん取り下げて出す際に、そこら辺なども考えてすることによって、一つ利用者の拡大になるのではないかなと。

それは後々の正式運行に向けて大きく弾みになるのではないかなということが、この前の太田議員の一般質問などを聞きながら、特に感じておりまして、地域からもできれば休みのときもしてもらおうと非常に助かるなという声もありますということで、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、土地の取得の関係でありますけれども、これで今言ったのは一つとして、このエリアを11分の1ずつ区域を指定をして買っていくんだというんですけれども、お金払いながら寒河江市

の所有権というような問題との関係などあるんで、この合法的な売買の仕方として、全部を例えば市で一たん建てかえて、本当は国で買ってもらう計画ですから、当初の計画から、基本的には。

だけれども、寒河江市で11年間で買うんだとすれば、売買契約をして、そして延納もできるわけですから、合法的に。分割して払うということも違法でなくて合法的にできるわけですから、それで所有権は最初から移転をしていて11分の1ずつ払っていくという完結をして終わりということと、11分の1ずつ払っていて、そして11年目に満額払ったときに所有権を寒河江市に移すというふうなことと、二つ契約上きちっとあるんだというふうに思います。

ただ、場所を何というか、図面でただ線引いてこの部分がことし寒河江市で買ったんだ。去年の分はここだというふうなことは、公費を出している、公金を出しているということと所有権との関係ではいかがなものかなというのがちょっと疑問もありますので、そこら辺もぜひ研究していただきたいというふうに思いますので、このことについての見解などもお聞かせをいただきながら、さらに分科会の方でこの辺詰めていただきたいというふうに思いますので、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 菅野政策推進課長。

○菅野英行政策推進課長 土・日の利用も可能になれば、確かに利用はふえるとは思いますが、当初実験の際には、初めてタクシーの方もするというので、買い物の方を少し実験から外しているわけですが。基本的には医療機関への足というふうなことで実験をメインにしたものですから、土・日は外したという経過もあります。

今から土・日の運行ができるかという、先ほどできる場合もあるというふうなことを申しあげましたが、最初の計画を大きく変わるような変更はもうやはり難しいのではないかなというふうに思います。最初そういうふうに山形の運輸支局の方からは言われたものですから。照会はしてみますけれども、その辺は難しいのではないかなと。

これも実際アンケートをとりながら、本格運行に向けていくわけでありましてけれども、その際にそういう意見が多く出てくるのではないかなと思いますので、そういった意見を踏まえて本格運行する場合にはどうするかというふうなことを検討していきたいというふうに思っております。

○内藤 明委員長 宮川商工振興課長。

○宮川 徹商工振興課長 所有権の移転等についてというふうな御質問でございます。

平成21年の市と土地開発公社との分譲契約の際には、基本的に分割払い方式ということで契約を締結させていただいたというふうな記憶がございます。所有権の部分につきましてのちょっと表現なんですけれども、今ちょっと頭の中にその契約書の部分ございませんので、後ほど委員会等で詳細についてご説明をさせていただければというふうに思います。よろしくお願いたします。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 それぞれまた見解示していただきましたけれども、特にデマンド型交通の場合など、そういうやつを例えば10月までだから、この1年間、12カ月間の間でもずっと進んでいるわけですが、最後の3カ月間なら3カ月間、8月、9月、10月でも、今から変更して実際やってみたらどうだというのは、休みの日に運行することによってこれだけの実績があるんだというふうなことがあるという、次の計画の際に大きく弾みになるんでないか、あるいは的確な判断になるのではないかなというふうに思います。

この前は太田委員から出されているのは、15人の検討した委員いるけれども、利用する人は3人と、利用者代表は。というふうなことからすれば、利用者、当時は医者に行くのを中心にしてやったというふうに言われているわけでありましてけれども、そうでない、いろいろな意味でその五つのエリアの人たちは公共交通なくて困っているわけですから、これをすることによって非常にいいのでないかなというふうな思いありますので、これまたぜひ研究、検討していただきたいということを再度お願いをしておきます。

あと、企業立地の関係、今まで2款にもっていたのが今度7款にいった。もちろんこれは一般財産的にもう7款から金出そうと、普通財産になっているんだろうというふうに思いますけれども、もちろん後々は国に買ってもらうという、それを国からなかなか買えないから、市で分割して一たん開発公社から買って国に買ってもらうというふうな位置づけでの土地でありますから、これ2款から7款に移すことによって、普通財産、行政財産との絡みの中で何だかんだかわからなくなっていく心配があるので、そういう国に買ってもらうのだというふうな思いの中で2款の中で取得をしておくというふうにした方がより後々にもはっきりしているのではないかなというふうな思いがあるんです、私は。というふうなことで、何で7款に振り替えたのか。そして、今私がそういう申しあげたことについての見解もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 2款から7款への振り替えというふうなことでございますが、企業立地推進室の方が商工振興課の方に移行になったというふうなことから、7款の方に予算を移した方がより効率的にできるのではないかとというふうなことで予算を振り替えしたというふうなことでございます。

こちらの方の、いわゆる用地購入の方につきましては、企業立地推進費というふうなところ、2款で購入しているときもその目に持ってございましたので、同じように企業立地7款に移しましても、企業立地推進費というふうなことで目を起こして土地購入の方の予算を計上していると。以上でございます。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 だというと、企業立地というふうなことだから7款に移したというのは理解をします。しかし、のり面の部分については企業立地のための取得でないんです。先ほども申しあげましたとおり、あそこ全体を開発をしたときに、あの部分は国から、国土交通省から買ってもらうと。下にいろいろなものも入ったから民間に売買できない部分だというふうなことで、地下の方に入っているものがありますから、水路などがあるので、そういうふうにしてこれは国に買ってもらうというふうにするならば、企業立地でなくて、この1億1,000万円というふうな計上されている、前に契約したという、平成21年に契約した11年間で分割してその土地を買うという契約の土地というのは、やっぱり公有地の取得というか、一たん市では持っているけれども、市でそこを使うというふうなことじゃなくて、国に買ってもらう土地を一たん立てかえて買っているという性格のものでありますから、そうすると、2款でも分けて純然たる企業立地のためにする部分と分けていく必要があるのではないかと。

逆に企業立地をして、そこに売っていくという土地とはおのずから違うというふうにするべきではないかというふうに思うんです。そこがあいまいになるといって、後々にどうなんだというふうになる、1億円の金でありますから、1億1,000万円のお金でありますから、ぜひその辺についての

考え方もお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 丹野財政課長。

○丹野敏晴財政課長 のり面の用地、委員おっしゃるように、確かにこちらの方で、市の方で取得する場合やっぱり国土交通省の方から買っていただくというような土地になろうかと思いますが、ただ開発の時点では、いわゆるチェリークアの用地ということで、そののり面の部分も一緒に土地を購入したということでございますので、企業立地推進費の方に予算を計上して今度買い戻しをしていくということの方がよりベターではないかということから、計上しているということでございます。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 何回もここだけになっているようではすけれども、これ役所の感覚はそういうふうなことだと思えますけれども、やっぱり市民感覚からすれば、そういうふうなことは違うよということを指摘をさせていただきます。あと委員会、分科会の方できちっとさらに検証していただきたいというふうに思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページが85ページ、3款1項5目の補助金なんですが、これ障害者福祉施設整備事業、この中で補助金として500万円が計上されております。最近こういった施設を公営で、市でつくるといのはなかなか厳しい状況にあるわけで、そうした民間の力を活用してというような言葉がぴったりかどうかはわかりませんが、そういう方があった場合にはある程度の補助金を出してそういうふうな施設を整備していくというのは、もう基本的には非常に大事なことだというふうに思います。

そこで伺いたいんですが、この補助金というのは、例えば医療法人だとか、福祉法人だとかという、その法人だけが対象なのか。個人で事業を起こしたいといった場合にも対象になるのかどうか。

それから、ここには数字が500万円という非常に区切りのいい金額が乗っていますけれども、これのいわゆる算定基準、500万円という額を決めた根拠、何かいろいろな基準があって、例えば総事業費の何%で上限が幾らとかというように基準があると思うんですけれども、その辺の基準について教えていただきたい。

○内藤 明委員長 健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 障害者福祉施設整備事業ということで、内示にもありましたように、この事業新たな共同生活介護事業所、ケアホームの建設に対して助成する事業でございます。社会福祉法人さくらんぼ共生会において計画されているものでございますが、御質問のいわゆる民間の会社、あるいは個人の場合はどうかということでございますが、株式会社であっても国、県から補助される場合とそうでない場合があります。むしろ社会福祉法人の方は社会福祉法人でこういった施設をする場合、国、県補助が予定されるのがほとんどであります。

今回の建設に当たっても県の補助金ということで2,758万円ほど予定されているようでございまして、これはもちろん平成24年度に入りましたらそういう手続が入るわけですが、その中で国費が1,838万6,000円、県費が919万4,000円ということで、低額の補助になっております。このようなこ

とから、本市としても県の補助同等ということに勘案したわけでありますが、委員おっしゃるように、この事業に500万円というふうになっています。また、予算書を見ていただくとおわかりのとおり債務負担行為でも500万円しておりますので、総額では1,000万円ということにしてございます。次年度にわたるといこともございますし、やはりこういう補助の部分については、県の補助金なども勘案しながら決定をさせていただいて、計上させていただいたところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ありがとうございます。ということは、今後もこうした事業が出てきた場合、これは今後も継続してこういった補助事業というものを続けられると、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 これはあくまでも予算補助で、しかも実施要項を作成するという前提になりますので、すべからく補助をするべきかという部分については予算補助ですので、いろいろと検討させていただくというふうになろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○内藤 明委員長 ほかにありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、2点お伺いさせていただきます。

まず、82、83ページ、3款1項5目障害福祉サービス事業のところについてお伺いいたします。

今年度、今やっている平成23年度の予算と見比べますと、約5,000万円ほどこちらの方が増額されているようなんですが、1目で5,000万円というのは非常に大きい増額だと思うんですけども、こちらの理由について教えていただければと思います。

そして、もう一つ、90、91ページです。3款2項3目の保育所運営事業についてお伺いいたします。

私以外の方もよくお話聞いているかと思うんですが、市内の認可外の保育施設さんより保育士の方を紹介してほしいと、人材が非常に不足しているというお話がありました。その人材不足というのは、認可、認可外にかかわらず同様に起きていることだと思いますので、市の運営している保育所運営事業費の賃金にかかわってくるころだと思うんですが、市の認可保育所、今何名ぐらいのスタッフがいらっしゃるのか教えていただければと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいま議員の方から障害福祉サービス事業について5,012万円ほど昨年度より多いわけですが、その理由ということですが、主な理由ということでよろしいでしょうか。

実は御案内のとおり平成23年度までは予算書にあります国立病院機構米沢病院、また山形病院が児童福祉法上の措置になっておりまして、市の方では全く負担がない事業でした。実は障害者自立支援法の改正によりまして、平成24年度からこういった事業についてももちろん市単独ではございませんが、ほかのサービスと同じように国、県から補助はされますが、その部分で2,772万円ほどの事業費が伸びました。

また、同じく御案内のとおり障害者自立支援法ですが、施行前の経過措置ということで本年3月まで、もっと言いますと4月には新しい体系に完全移行するという条件がございまして、これらについても相当の事業費の増になりまして、結果的に5,000万円、5,012万円の前年度より増になったということでございます。以上です。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 保育所の運営のための職員の数でございますが、低年齢児が最近ふえておりますので、国の最低基準によりますと、低年齢児についてはゼロ歳児には3人に1人とか、そういう最低基準がございますので、それを補うための臨時保育士というか、職員として臨時の保育士ですが、現在25名ほど、それから早朝・延長保育をやってございますので、早朝とか、あと夕方の延長保育などのためのパートの職員が40名ほどございます。以上です。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 こちら障害福祉サービス事業の方はわかりました。

済みません、保育所運営事業の方についてはもう少しお伺いさせていただきたいんですけども、今正規の、要は低年齢児を見る方とあと早朝、延長を見る方というパートの方という方がいらっしゃるんですが、これは普通の職員の方がすべて25名で、それ以外の方がパートの方が40名ということで理解してよろしいのでしょうか。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 正職員につきましては、現在ですけれども、調理師と合わせて43名ほどいるんですけれども、先ほど申しあげましたのはそれを、正職員を補うための臨時職員が25名、それからさらに、早朝とか夕方の延長パートのために40名ほどパートの方がいるということでございます。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 わかりました。先ほど認可外保育施設の方から人材不足だという話があったんですけども、そういうのも、例えば同じ市の認可保育所の中でも指定管理者の施設は土曜日も19時まで預かってもらえるために希望が多いと。やっぱり希望が集中するわけですので、なかなかすべての申し込みの方が受けることができずに、だとやっぱり土曜日仕事持っている方はもうほかのところをお願いすると。言うなれば認可外の保育所に預けるしかないというような状況のためにこのような今の流れになっていると思いますので、ぜひこの、多分私はこの賃金とかのところが一番関係あるのかなと思って質問させていただいたんですが、市の認可保育所がすべて土曜日19時までお子さんたちを預かるためには、どういったハードルがあるのか教えていただければと思います。

○内藤 明委員長 柴崎子育て推進課長。

○柴崎良子子育て推進課長 全部の保育所が土曜日も夕方の7時までということの御要望のようでございますけれども、これにつきましては、行革とか、それから実際の保護者のニーズ、子供さんのことをいろいろ考えまして、それからあと、私立の幼稚園もございますし、認可外保育施設もございますので、それらの運営なんかかんがみまして、また寒河江という地域ということで、これまでは地域の保育所ということで通園バスなんかを利用しながら土曜日については半日ということをやってきた経過もございますし、そういう中で、それから国の子ども・子育て新システムの動向などもございますので、そういう中において本当に必要に迫られた方がどのくらいいるのかとか、そういう実態調査もちゃんと確認しながら、そして地域の保護者の方、それから地域の皆様、市民の声などもお聞きしながら総合的に検討していかなければならないと思っております。

○内藤 明委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 わかりました。特に、認可保育所の中で、この指定管理者のところはどうしても

中心部にはなくて、少し外の方にあるというような状態で、やっぱり真ん中に住んでいらっしゃる方は近くに土曜日でも遅くまで見てもらえる保育所があればなんという声もあるようですので、ぜひそこら辺も今後御検討いただければと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 74、75ページ、3の1の1の28繰り出しについてでありますけれども、今回もここで国保の特別会計2億5,144万9,000円繰り出しされているわけでありまして、そこでお尋ねをしたいんです。国保への繰り出し、基準以上に一般会計からの繰り出しは絶対認められないのかどうか。認められないということはないと思うんです。今年度、平成23年度市では頑張ってもらっているというふうな状況なども見ましても、したがって、絶対にできないというのはないのかと。絶対にできないのであれば、その根拠もお聞かせをいただきたいし、もう全国的にもやられているケースあるというふうに私理解をしていますので、そういう実態などはあるのかどうかも含めてまず教えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 言葉の整理を若干したいわけですが、いわゆる法定外繰り入れというふうになっていると理解をしますと、繰り入れは毎年市町村の国保の予算編成に当たりまして留意事項ということで出しております。その中には、特に国では国庫支出金の料金負担金や、あるいは調整交付金について地方単独事業があった場合には減額しますよと。したがって、そういう形で予算編成をしてくださいという通知がきています。

さらに、これらの国庫負担の減額相当分、これについては一般会計などで所要の財源措置を講じられたいというふうになっております。それ以外の部分についての言及は、いわゆる法定外繰り入れはしないようにというふうになっているんですが、このたび平成22年度について、3月1日の国保新聞によりますと、法定外についての報道があります。しかしながら、法定外の金額ということで、一般会計の繰り入れは全国で3,979億円というふうな数字は乗っておりますが、被保険者の実態については報道されておられません。以上であります。

○内藤 明委員長 川越孝男委員。

○川越孝男委員 国保の関係については、本当にこういう制度の中でそれぞれ運営している人苦労されています。そしてまた、こういう経済社会情勢の中で、被保険者の生活実態もなかなか大変になっているということはこの議場でも何回も議論されています。

したがって、そういうふうな中でも絶対だめでないというふうなことであるならば、少しそこら辺の実態を分科会での審査の際に出していただきながら、寒河江市としてはどういうふうにしていくのか。もちろんこうして市民の健康を保持するためにお医者さんにもちゃんとかかる、そして後で悪くなってからかかるよりも予防的な部分でもやっていくなどということが全体的に相まって国保の運営も改善に向けてやっていけるんだというふうに思います。

そういうふうな中で、やっぱり限りある財政の中でどうするかとなったときに、一般会計からの繰り入れも絶対して悪いということではないというふうに今の話も聞いて思うわけでありまして、その辺どういうふうにしていくかというのは、お互い智恵を出し合わなければならない課題だというふうに思います。

したがって、議会の中での審査の際もそこら辺が解明というか、問題点をお互い認識を一致し合

いながら、今後の課題を求めていくというか、見つけ出していくという、こういうことが今議会審査に問われている任務なんだろうなというふうな思いをしますので、ぜひそういうふうな議論ができるように当局として十分な配慮を、分科会の審査に当たって配慮をしていただきたいということをお願いをしておきます。このことにつきましても、見解ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 先ほどの断ったのは法定外という部分にこだわっておりますので、これについて従来どおり予算編成の福祉相当分、地方単独の減額についてはそのようでございますが、それ以外は御案内のとおり国民健康保険は目的税というふうになっておりますので、性格上一般会計からの繰り入れは好ましくないというふうになっております。

ただ、実態ということであれば、全国的にはそういう状況にあるということだけ御理解をいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 しつこいようだけれども、そういうのをわかった上での実態、全国的な状況なども検討する上で出して分科会の中で十分検討していただきたいというふうなことをお願いをしたんです。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 昨日もテレビで1日やっておりましたが、東日本大震災の瓦れきがなかなか片づかないようであります。宮城県だけでも5年、10年かかるのではないかなということで、瓦れきの受け入れに東京都、あるいは山形県あたりが名乗りを上げているわけですが、寒河江市として今から復旧・復興のことを考えれば、少しでも協力していくべきではないかなというふうに思いますが、その辺市としての考え方を教えていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 震災瓦れきの受け入れについて御説明をいたします。

本日の新聞報道等にもございましたとおり、寒河江市におきましては受け入れを進めるという方向で検討を行っているというふうな状況でございます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 寒河江市でも一般ごみの収集やっているわけでありましてけれども、大体時間は朝の7時から12時ころまで、あと第2土曜日もやっているんですか。そういう感じでその業者が午後から民間のごみを集めているわけでありまして。その7時から12時までの拘束時間なのか、それとも7時から午後4時までなのか、その辺の感じどのように考えて、今まで2社体制できておりますし、その辺を考えなければならぬような感じいたします。どのように感じているんですか。

○内藤 明委員長 安彦市民生活課長。

○安彦 浩市民生活課長 寒河江市の一般廃棄物の収集の業者の収集時間についての御質問でございますけれども、御案内のとおり収集は午前7時から回収をいたします。ごみの量によりまして、午前中のみで終わる場合だけではなくて、夕方近くまでかかる場合もございます。クリーンセンター

におきましては、午後4時まで搬入することとなっておりますので、年間に割り当てされておりますそれぞれのごみの収集に合わせまして、その7時から4時までの間にすべてを終わらせるというように指定をしているという形で御理解を願いたいと思います。

○内藤 明委員長 佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 自分の認識だと大体出すのだと7時半ころきます。ビンや缶だと少し時間おくれますけれども、大体12時前後に一般寒河江市のごみを集めて、そのほかはほとんど民間のごみの収集の方にかかわっているのが余計であります。市のごみを集めるときは2人だけれども、午後からになれば運転手1人で企業ごみをやっているのが実態であります。

ですから、7時から午後4時までと契約しているんだったら、民間ごみを集めているときのあれがどうなるのかなと思っているんです。監査委員いないからしょうがないんですけども、その辺も実態調べる必要が私あるんじゃないかなと思うんです。契約で7時から12時、13時でも結構ですけども、大体午後になるのは正月と連休明けです。そういう特定日があるわけであります。その辺のことを考えれば、午後から集めているんですから、実態は。クリーンセンターに行けば現金で払って何トンに対して何ぼですとやっているのが現状でありますけれども、少しその辺が問題あるんじゃないかなと私思うんです。

○内藤 明委員長 佐藤委員に申しあげます。

総務委員会で詳しくお聞きになっていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。後藤健一郎委員。

○後藤健一郎委員 これもことしの新規事業のようですけども、152ページ、153ページ、9款1項5目防災施設等整備事業についてお伺いしたいと思います。

説明の方では市内9カ所に防災備蓄倉庫を設置するとともに、非常用備品等を整備するというふうなことだったんですが、その市内9カ所というのがもう決まっておりますか。

また、その備蓄についてなんですけれども、おおよそ何名分と聞いてわかるかどうかなんです、非常用備品をどの程度整備する予定なのかをお教えてください。

○内藤 明委員長 総務課長。

○犬飼一好総務課長 防災施設等の整備事業でございますけれども、今回の東日本大震災を受けての防災力の強化というふうなことで予算化したものでございまして、御質問の避難所というふうなことでございますけれども、避難所につきましては小学校の14校、地区公民館3カ所、市民体育館が

1カ所の合計18カ所でございますけれども、平成24年度につきましては9カ所、平成25年度で9カ所というふうなことで、平成24、25年の2カ年で計画していきたいというふうに思っているところでございます。

あと備蓄倉庫につきましては、現在進めているのが非常用の毛布関係とか、あと簡易トイレ関係とかそういったものをとりあえず備えつけるというふうなことでございます。以上でございます。

○内藤 明委員長 後藤健一郎委員。

○後藤健一郎委員 済みません、その毛布やトイレというのは何名程度のところをまずは整備、これも2年かけてやるのでしょうか。だとすると、1年目例えば何名分ぐらいの、多分毛布も1人1枚とかという感じだと思うんですが、教えていただければと思います。

○内藤 明委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 具体的な枚数でございますけれども、避難所用の毛布でございますが、100枚ほど準備するというふうなことで、これを4カ所、合計400枚というふうなことで今進めているところでございます。

あと、簡易トイレでございますけれども、50万円ですので、簡易トイレ、それを4カ所の方に配備するというふうなことで今進めているところでございます。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。佐藤良一委員。

○佐藤良一委員 193ページです。皆13まで終わっておりますけれども、ぜひお聞きしたいもので、よろしいでしょうか。

○内藤 明委員長 どこ。

○佐藤良一委員 193ページです。一般給料職のことに対してです。

○内藤 明委員長 ちょっとお待ちください。佐藤良一委員に申し上げます。

佐藤委員、総務文教常任委員になっておりますので、どうしてもこの際政治的なもので執行部、市長等に聞かなければならないということだけにとどめていただきたいと思います。それ以外については総務文教常任委員会等で御質問なさっていただきたいと思います。

○佐藤良一委員 では、一つだけお伺いします。

市長にも寒冷地手当というのがつくんです。つくはずなんです。その辺でことしみたいに大雪のとき非常に助かると思うんです。

○内藤 明委員長 佐藤良一委員に申し上げます。

何ページでした。

○佐藤良一委員 その前、190ページ。191ページは一般です。

○内藤 明委員長 総務費関係で既に終わっている項目だと理解していますが。総務文教常任委員会の方で詳しくお聞きなさってください。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかに歳出第13款についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、第3表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第11号について質疑はありませんか。木村委員。

○木村寿太郎委員 浄化槽の整備事業については12月の議会で議決になりまして、それで今回の予算で決まれば4月から実施という方向にいくわけでございますけれども、私も基本的には生活環境の保全や公共用水を保つ上では本当に基本的なことでも大変私どももうれしく思っていますけれども、的を射た、時を得た本当にすばらしい事業だと思いますけれども、御案内のように公共下水道とこの市町村型合併浄化槽をやった場合の比較、そういうものをやったことが、やったことがあるというのは失礼な聞き方で、やったことがあるからこういうふうになったんでしょうから、その辺の比較をやったことがあってどんな結果が出ているのか、あればちょっとお伺いいたします。

○内藤 明委員長 山田下水道課長。

○山田敏彦下水道課長 お答えいたします。

前年度、平成22年度に寒河江市生活排水処理基本計画の見直しを行っているわけでございますが、その際今後の処理方法について検討を加えてございます。その中で、御質問の経費の比較、経済比較を行っているところでございます。

内容的には国土交通省のマニュアルにしたがって作成されたものでございますが、事業費を、数値を指数で置きかえれば、下水道で整備した場合の事業費を100とした場合に、浄化槽で整備した場合の事業費は42という数値を示してございました。人口密度の高いところ、いわゆる中心市街地につきましては下水道で整備した方が有利というふうな結果になりますが、比較的人口密度の低い地域につきましては戸別処理浄化槽での処理が優位というふうな結果が出てございます。

○内藤 明委員長 木村委員。

○木村寿太郎委員 ありがとうございます。今回の新聞報道なんかにもよりますと、東日本大震災では公共下水道よりはずっと浄化槽の方が復旧が早かったというような報道も出ておりましたし、まさにすばらしいタイミングではないかなというふうに思いますし、市民からも大変好評が得られるのではないかと考えていますけれども、水洗化率としては100%になるということはなかなか難しいでしょうけれども、そんなものを大いに期待しながら頑張っていただきたいと思います。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第12号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 ことしも大雪で非常に大変ですけれども、介護保険でデイサービス受けていながら、雪が多いためにサービス提供事業所でもう迎えに行かれないと、家の前まで。だから、夏分はデイサービスを受けているんだけど、冬期間ストップというふうに言われている人が実際にいるわけでありすけれども、そういう実態どのように把握されているのか何だか、介護保険の方で。もちろんその対応というのは別な部分だというふうに思いますけれども、そういう実態をどういうふうにつかまれているかお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 お答えします。

実は2カ月に1回ぐらいですが、施設の関係のケアマネジャーの会議をしています。ただ、今回2月のたしか15日だったと思うんですが、間違ったら申しわけないですが、その辺ころにケアマネジャーさんからそういう打ち合わせはあったんですが、その段階ではそういう時間がなかったのだろうと思います。したがって、委員ご指摘の部分についての話題についてはその中ではなかったというふうに聞いております。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やっぱり私ら身近な部分は把握できるんですけれども、寒河江市全体的にそういう実態どういうふうになっているのだから、どういふ地域にあるのだからによって、今度建設経済常任委員会の方の検討の中で具体的に除雪の部分出てくるわけですけれども、その基礎となる実態を知るにはやっぱりそっちの方からお聞きをしないとつかめないというふうな状況もありますので、後で教えていただきたいというふうに思います。何らかの形で把握をしていただいて、お願いをしたいと思います。そのことについてお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 ただいま申しあげたとおり2月の次は大体4月に開催される予定にしておりますので、その件について話題にさせていただいて、なお、その会議のみならずいろいろと施設対応で困った場合なんかはこれまで以上に相談に応じているわけでありすので、御理解をいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第17号
厚生分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号
建設経済分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号、議第19号

散 会 午後2時17分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。